特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	固定資産税に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

群馬県みどり市長

公表日

令和8年10月16日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	・地方税法に基づき固定資産（土地、家屋および償却資産）の管理を行っている。 ・賦課期日現在に登記簿または土地補充課税台帳、家屋補充台帳、償却資産課税台帳に登記または登録されている者を所有者として固定資産税の納税義務者とする。 ・固定資産税は、土地、家屋、償却の課税標準額に基づき税率にて計算した金額により賦課をする。 ・固定資産税の減免が必要であると判断した場合、減免をする。
③システムの名称	固定資産税システム、宛名管理システム、地方税電子申告支援サービス、中間サーバー、番号連携システム

2. 特定個人情報ファイル名
固定資産税情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項、別表第24項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠　第48項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部　税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	みどり市　市民部　税務課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みどり市　市民部　税務課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111）

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年10月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年10月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[]接続しない（入手） []接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までの管理を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・端末の起動において、ID・パスワードにより権限のない者の端末利用制御を行っている。 ・業務システムにはID・パスワードにより対象業務メニューへのアクセスを制御している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠可能な書棚に保管している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年8月31日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	固定資産税システム、宛名管理システム	固定資産税システム、宛名管理システム、地方税電子申告支援サービス、中間サーバー	事前	平成27年8月に見直しを行ったため
平成27年8月31日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	3)未定	1)実施する	事前	平成27年8月に見直しを行ったため
令和1年6月27日	5.評価実施期間における担当部署②所属長	税務課長　星野　陽一	税務課長	事後	
令和1年6月27日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	第9条第1号	第9条第1項		記載誤り
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成26年5月12日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年5月12日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ　リスク対策	ー	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和3年8月6日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号　別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 【別表第二における情報提供の根拠】 ー	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号　別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 【別表第二における情報提供の根拠】 ー	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和3年8月6日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和3年7月1日　時点		
令和3年8月6日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和3年7月1日　時点		
令和4年8月12日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日　時点	令和4年7月1日　時点		
令和4年8月12日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日　時点	令和4年7月1日　時点		
令和5年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日　時点	令和5年7月1日　時点		
令和5年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日　時点	令和5年7月1日　時点		
令和7年12月12日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	固定資産税システム、宛名管理システム、地方税電子申告支援サービス、中間サーバー	固定資産税システム、宛名管理システム、地方税電子申告支援サービス、中間サーバー、番号連携システム	事前	
令和7年12月12日	Ⅰ関連情報　3．個人番号の利用　法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項　別表第一の16の項	1．番号法第9条第1項、別表第24項 2．番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和7年12月12日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号　別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 【別表第二における情報提供の根拠】 ー	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表における情報照会の根拠　第48項	事後	
令和7年12月12日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日　時点	令和7年11月1日　時点	事後	
令和7年12月12日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日　時点	令和7年11月1日　時点	事後	
令和7年12月12日	Ⅳリスク対策　8．人手を介在させる作業、11．最も優先度が高いと考えられる対策	ー	項目の追加	事後	
令和8年10月16日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和7年11月1日　時点	令和8年10月1日　時点	事後	
令和8年10月16日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年11月1日　時点	令和8年10月1日　時点	事後	
令和8年10月16日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	・端末の起動において、生体認証とID・パスワードにより権限のない者の端末利用制御を行っている。 ・業務システムには生体認証とID・パスワードにより対象業務メニューへのアクセスを制御している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠可能な書棚に保管している。	・端末の起動において、ID・パスワードにより権限のない者の端末利用制御を行っている。 ・業務システムにはID・パスワードにより対象業務メニューへのアクセスを制御している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠可能な書棚に保管している。	事後	